

平成 2 6 年 第 2 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日（火）午後 3 時

場 所：教育委員会室

委員長	尾上郁子
委員長職務代理者	石井正治
委員	上野操
委員	松原秀成
委員（教育長）	白井正三郎

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

尾上委員長	<p>開 会 時 刻 午後3時</p> <p>委員長 ただいまから、平成26年第23回教育委員会定例会を開催いたします。本日は5名の方からの傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>それでは傍聴の方、入室を許可いたします。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
委 員 長	<p>日程第1、署名委員を決定します。石井委員と松原委員をお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>初めに、前回継続といたしました陳情第4号を審議いたします。各委員からご意見をいただきたいと思ひます。</p>
柴田教育推進課長	<p>先般、陳情いただきました陳情者から12月9日付での清新町地域の小学校統合に関する陳情、補足資料の提出についてということで提出をされておりますので、ご報告を申し上げます。</p>
委 員 長	<p>補足資料が届いておりますので、目を通していただきたいと思ひます。合同会議、また説明会等に対する日程、そして内容が書かれております。また前回ご意見いただきました、この点に関しても、また意見がございましたらお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>ちょっと細かなところに入ってしまうのですが、知的障害学級と情緒障害学級を併設するというのは、よろしくない。1校に両学級を併設するのは望ましくないということが、きょうの資料2の4ページにあるのですが、質問は、知的障害学級と情緒障害学級、両方が併設されている学校、ありやなしやということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
住田学務課長	<p>江戸川区の場合には、この情緒障害学級と知的障害学級が併設されている学校はありません。</p>

	ただ、東京都内には、併設されている学校はあります。
石井委員	ちなみに何校くらいあるのでしょうか。
学務課長	校数は、今ここではわかりません。たくさんあるわけではない。
上野委員	ということは、知的と情緒と別れているところのほうが多いという意味ですか、一緒のところもあるということですけど。
学務課長	ほとんどの学校では、知的障害学級と情緒障害学級は同じ学校に併設はされずに、別々になっているということです。
上野委員	ほとんど。一緒のところもあるということですね。
学務課長	はい、そうですね。
白井教育長	私どもも一緒がいいのか、何か弊害があるかどうか、そういう学級を持っている校長等の参考意見を十分お聞きしたのですが、知的障害と情緒障害の併設の場合は、障害の特徴が、まず異なるということが一つございます。私どもその中で、教育上、配慮すべき事項も違うというのが一つございます。それから学習環境も情緒障害、知的障害では、違って来るだろうというふうに思っております。教育課程も考えますと、それも違うということがございますので、私ども教育委員会事務局の考え方としては、それぞれの子どもにあった教育を行うというのは、これは誰でも、そう思うと思いますが、そのようなことから教育環境の独立性を確保すべきだろうというところに至りました。 至ったところで、1校に両学級を併設することは望ましくないというふうに、江戸川区の教育委員会事務局としては考えているということでございます。
松原委員	前回のときにも申し上げたのですがけれども、私も難聴学級と知的障害学級の併設級の通級をやっておりましたけれども、難聴さんのほうは、いわゆる通常学級の子どもと同じような学習が可能なのですけども、やはり発達障害と知的障害の併設について、実際につかんでいないのですけど、聞いたことではないです。それだけ非常に教育条件が厳しいと。やはり併設すべきでない

石井委員	<p>というふうに思います。</p> <p>特別支援学級のみ为学校とするというようなことも書かれていますので、この案は、その後、どのくらい検討されているのでしょうか、あるいはいたのでしょうか。</p>
学務課長	<p>現在の場所にうみかぜ学級が存続するというのは、最初に幾つか検討した中の一つの案になるわけですが、やはりそのまま存続すれば、在籍児童にとっては環境の変化は起きないわけですから、起きないというか少ないわけですから、それは一部はメリットになりますけれども。</p> <p>ただ今回、統合に当たっては三小の校舎を使うということが前提になっていますので、そういう意味では通常学級の子どもたちが移ってしまったら、今行われているような通常学級とうみかぜ学級との交流というのが行えないものですから、そういった案の一つとしては最初のころに出ましたけれども、これについては、もうかなり前に何というか、余り望ましくないということで、事務局の中では案として取られなかったというような経過があります。</p>
松原委員	<p>ちょっとお伺いしたいのですが、ちょっと話題が変わっちゃうかもしれませんが、陳情文の中に、きょういただいた資料のところの3ページになると思うのですが、平成26年5月1日の清新第二小のレインボールームで保護者を対象にやっていますよね、保護者説明会。このときは、校長からの説明という判断でよろしいのでしょうか、ちょっとわからなかったのでお伺いしたいのですが。</p>
学務課長	<p>この清新二小の保護者会につきましては、もともと第1回目の合同部会が開かれたのが25年11月7日で、それで25年11月7日の翌月の12月に校長先生のほうから清新二小の保護者に対しては、この素案の説明というのがなされているところであります。</p> <p>ただ、その後で三小と一小に対しては保護者会がなかなか開かれなかったというところがあって、それで教育委員会のほうで三小と一小に対して26年1月に保護者会を開いて、それで26年5月1日に清新二小に対して教育委員会事務局のほうで説明会、保護者会を開いたというような形であります。</p>
松原委員	<p>じゃあ、校長先生からの説明ではないということで。</p>

学 務 課 長	<p>26年5月1日は教育委員会事務局から、初めて清新二小の保護者に対して説明会を開いたのが、この日ということになります。</p>
松 原 委 員	<p>しかし、陳情者のほうの文面によると、初めて何というのか、というのがもっと後なのです。6月30日ですかね。</p> <p>このさっき質問した5月1日というのも、これは校長先生がやったわけではなくて、事務局に対して行ったという、そういう認識でいいわけですね。</p>
学 務 課 長	<p>5月1日は教育委員会事務局が清新二小の保護者の方々に対して、これは統合の素案、清新町地域の学校統合の素案に対して説明をした会ということになります。</p> <p>それで、次に出てくるご質問のあった6月30日の第5回の合同会議については、ここで第5回で議事要旨に書かれているように、第5回の合同会議で区の考え方を説明したということで、これは清新町の学校統合について区はこう考えているということで、そこの区の考え方を説明した。これは統合の、こうやるという考え方を説明したということでもあります。</p>
石 井 委 員	<p>一連の事柄の鍵になる日取りというのは、大体そこら辺だなというのが見えてきたのですが。</p> <p>つまり、きょういただいた補足資料の3ページ目、平成26年6月26日にうみかぜの保護者を対象に説明会を行って、このときにうみかぜを卒業されるお子様の親御さんが新田小に向けての要望というのを発言したと。だけでも、要望はしていないという種類の発言はなかったということで、どうも賛成というふうなことで取り上げて、そして6月30日に学校統合に関する区の考え方として、うみかぜ学級は新田小へ移設する。今、私が申し上げたのは、合同会議の記録要旨の第5回合同会議記録要旨のところなのですが。</p> <p>ということは26でポジティブな発言があって、ネガティブな発言は特になかったから、だから30日で新田小への移設というのを決めている。</p> <p>もう一つキーのポイントがあって、特別支援学級について意見がちゃんと出ているのです。うみかぜ学級の子どもは急な対応が難しいので、すぐにでも取りかかってほしい。すぐにでも取りかかってほしいというのは、いろいろ必要な対応をしてほしいということのはずです。これが6月30日に意見が発せられているのに対して時系列で追っていきますと、その後、うみかぜの保護者さんに何か行動が起こされたのは9月26日。つまり3カ月寝かしちゃっているということがありますので。</p>

<p>学 務 課 長</p>	<p>片や決めるところとは5日で決める。片や必要な、ちゃんとやってくださいね、すぐにやってくださいねというところが3カ月置かれている。これは、すごくまずいと思います。そこら辺は、いかがでしょうか。</p> <p>第5回の合同会議の記録要旨はお配りしておりますけれども、ここでは区の考え方を説明した後に、皆様方からご意見としていただいている段階でありまして、ここで決めたわけではありません。区のほうで決めたのは7月16日に清新一小、二小、三小の保護者の皆様に対して通知を出していますけれども、ここで、こういう形でやりますよということで、この前に決定をして通知を出したというような形になります。</p> <p>確かに、そこから2カ月ぐらい期間としてはあいているのですけれども、間に夏休みが入ったというところもあるものですから、その通知を出した後で3校の保護者会を9月に開いて、改めて通知の内容等を説明したというような経緯になっているところであります。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>今回はうみかぜさんのことをお伺いしているのであって、他のことは基本、よろしいのですけども。</p> <p>つまり合同会議の記録要旨でいきますと、意見が出て、区の側が何と言っているかということ、学校や地域の受け入れ態勢を構築しながら早急かつ丁寧に準備を進めていきたいと。早急というのが3カ月ずれ込むというのは、これはやっぱり、もし私が当事者だったら、すごく解せないと思います。そこら辺はいかがですか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>そのことに関しましては、実は先日、うみかぜ学級ではなく、清新第二小学校の保護者会がございました。うみかぜ学級の皆さんもいらっしゃったのですが、この第5回6月30日の合同会議でご意見が特段、ネガティブなご意見がなかった。今、石井委員さんがお読みになったとおりでございます。7月16日に私ども区の教育委員会事務局として、教育委員長をトップとして、この決定を、そのもとで出させておりますが。</p> <p>ただ、その後9月26日まで2カ月と10日まで意見交換会がなかった。その間に保護者会9月20日以降に、清新二小ですと9月26日にやっておりますが、ということについては、反省すべきところは反省しなくてはと思っております。</p> <p>私どもといたしましては、今後は新田小学校に移る教育環境上のメリットだとか、それから地域への障害理解の啓発とかいうことをきちんとまとめな</p>

	<p>がら、早急にやってまいりたいという意志であります。</p> <p>たしか18日だったと思いますが、今度うみかぜ学級の保護者会もごさいますので、今後のこととお話ししては何ですが、取り組んでいきたいと思っておりますので、今までのことに関して言えば、石井委員さんがおっしゃるところは、やはりあったろうとは思っております。余り否定できないことはあったと思います。</p>
松原委員	<p>ただ、あれですよね、第5回の合同会議の教育委員会としての四つの確認をしていますよね。これは周知していただいたという理解でいいのですね。</p>
教育長	<p>第5回の合同会議で案を出しました、最終案を出しました。そこでのご意見をいただいて、申しわけないのですが、例えばうみかぜ学級の方が、その合同会議には一人しかいらっしゃらなかった。それで、なかなかネガティブなことは言いづらかったということはあったかもしれません。それはあったかもしれませんが、そこでのご意見は特段、先に進めてほしいという石井委員さんのお話もあったと思いますが、あったので、それを基にして7月16日に、私ども教育委員会事務局としては四つの、この方向で進めますと区の方考え方はこうですという通知を小学校の保護者、3校の保護者の皆さんに全部配らせていただいております。それが、確か7月18日だったですか、2学期が終わるときに、それぞれ持って帰られていたりしていると思います。</p>
石井委員	<p>通学というような観点でお伺いしたいのですが、通学に子どもさんたちがどのくらい支障を来しているのかというようなあたりは、事務局としてはどのくらい把握されていますでしょうか。何て言いましょうか、学校に行ける、行けないというようなところで、清新二小は行けるのだけれども、新田ですか、実は距離的には近そうに見えるのですけれど、結構ぐるっと回っていかねばいけなかつたりして、少し遠いところもあつたりもするのです。そういうようなところは、事務局側でどのくらい把握されていらっしゃるのかなというのを、ちょっとお伺いしたいのですが。</p>
学務課長	<p>それで新田小については、現在清新二小のうみかぜ学級、知的の固定学級の通学区域の中に含まれているということで、この通学区域から、今は清新二小のほうに通っていただいておりますけれども、清新二小に近い方ばかりではなくて、いろいろなところから来ている方が通学区域の中からはいらつやいますので、私どもとしてはできるだけ通学区域の中の学校で、やはり通い</p>

	<p>やすいという面も含めて、かなり近い新田小ということで、地理的な条件と いいですか、通学についても考えたというところがあります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>新田小に関しましては3点ございます。一つは教育環境の独立性という点 がございます。それから、今課長がお話しした学習区域の問題で一番問題が ないだろうというふうに考えたところがございます。それからもう一つは新 田小に特別支援学級がございませんので、地域への啓発といいたまいますか、 そのようなことを理解啓発の取り組みなど、また保護者、地域の方との触れ 合いなどを考えますと、それがいい学校がいいだろうということ考えた。 その3点から選んだところでございます。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>7月16日の日に教育委員会としての処遇を、各学校全部にお配りしたと ころですけれども、それ以降、何らか決定の通知に対しての反応とか何かは、 ありませんでしたか。</p>
<p>学 務 課 長</p>	<p>特には、この通知に対しての反響といいたまいますか、そういったものはなかつ たと思います。</p>
<p>上 野 委 員</p>	<p>さかのぼっての質問になりますが、整理させてもらうために、念のため もう一度聞きます。今まで前回、私、いろいろ資料も読み、調査したり、き ょう聞いたり、資料も見たりしているのですが、そもそも清新第二と第三、 一般の学級を総合的に考えると、区の行政上、二は三のほうへ統合するとい うことは、これは、もう既定の事実で変えられないことですね、そのことは。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい。</p>
<p>上 野 委 員</p>	<p>そうすると、そこにあるうみかぜ学級、第二にあるうみかぜ学級をどうす べきなのか。一般生徒たちと同じように、やはり第三に行くべきかどうかと いうのが、一つの案だそうですね。それが今、教育長以下事務局のいろい ろな教育環境に関する調査の結果、やはり知的と情緒というものを同じとこ ろでやるのはいかがなものかというようなことで、むしろこれは分けてやる のが、これはうみかぜ学級の方のためにもいいのだと、こういう前提でやっ ているわけですね。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>さようでございます。</p>

上野委員	<p>それは実質的な理由だと思うのです。</p> <p>そうすると、じゃあどこかへ移ったほうがいいと。移ったほうがいいということになると新田小という問題が出たけども、新田小も学区内といいますか距離的にいい。それから新しく、そこに設けるといようなこと等からいって、うみかぜ学級の教育環境としては、ここが望ましいというのも江戸川区の教育長以下の考えであったわけですね。</p>
教育長	<p>さようです。</p>
上野委員	<p>もう一つ念のためですけども、第三小へ行かないで別のところへ行くというほうがいいという意見が、うみかぜ学級の保護者、あるいは一般保護者の方々にあったとしたら、新田小じゃなくて、どこか別の小学校、このほうがいいんじゃないかという意見は、ちなみにこれまであったのですか、ないのですか。それで意見を絞っていきたいと思うのです。</p>
学務課長	<p>新田じゃなくて、例えば同じ学区域の中に七葛西小学校というのもあって、そこも特別支援学級が設置されていない学校なのです。そう強いあれではないと思うのですが、七葛西小学校という話も出たような気もするのですけれども。</p> <p>ただ、七葛西のほうは、今、児童数の規模がかなり多いのと、これからまださらに増えるというところもあって、施設的な面で、新たに特別支援学級をそこにつくるということがかなり厳しいというところもあったものですから、その辺を、まず説明をしたというようなことであります。</p>
上野委員	<p>そういう説明を前提にしてもいいのですが、結果的には、それでは別のところに、新しいところに移るとすると新田小学校だけ、それが一つの候補者に絞っている、絞られているということ、これはいいのですね。それ以外のことがあるのか、どうかというのは我々は判断に困りますので、そういう整理でいいですね。</p>
教育長	<p>はい。</p>
上野委員	<p>そうすると言葉をかえますと、うみかぜ学級は清新第三小学校か新田小学校かどちらに移すべきか、二者択一的な問題になっているということを考え</p>

教 育 長	<p>ていいですね。</p> <p>はい。</p>
上 野 委 員	<p>どちらに移ったほうがいいのかというときに、私は個人的な意見としては、これは、まず第一にうみかぜ学級の生徒さんや保護者さんたちが、どちらの考えのほうが多いのか。その理由は教育環境、教育指導の立場から妥当なのか、どうなのかという、ただの多数だけじゃなくて、そういう検討を、私たちがしなくちゃならないと思うのです。そのあたりのところを、もう少し私、今までのプロセスから聞きたいと思うのです。うみかぜ学級の保護者さんたちの意見と、それから一般保護者まで広げますと統合される第二小の保護者さんたち、第三小の保護者さんたち、そして新田小の保護者さんたち、そういう総合的なものの意見を聞かなくてはならない。これは、今までの手続で言うと合同会議ということに当たるということでもいいのですね、そういうことですよね。</p>
教 育 長	<p>合同会議と保護者会のみもあります。</p>
上 野 委 員	<p>今言った人たちと一般学級の保護者たちも集めて、会議に参加して話していただいていると、こういうことですよね。</p>
教 育 長	<p>合同会議では、そうです。うみかぜ学級の保護者会は12月5日までに6回開かせていただいておりますが、そこでは個別にお聞きして、うみかぜ学級の皆さんだけのご意見もお聞きしたりしています。</p>
上 野 委 員	<p>それから、これは常識的なことだろうと思うのですが、うみかぜ学級の児童たちを受け入れる側の一般保護者としては、これはプラス面もあるかもしれないし、またいろいろ負担となる面もあると思うのですが、いずれにしてもうみかぜ学級の人たちが一番いいと思うならば、清新第三も新田小もお受けしますよという意見が大勢だと理解したいのですが、一般学級の保護者たちがうちのほうへ来るならば、あちら行ってくれというような意見もあるのですか。</p>
教 育 長	<p>それはございません。</p> <p>それで私どもといたしましては、今、上野委員がお話しいただいたとおり、</p>

一番は今清新二小にございますうみかぜ学級の保護者の皆さん、それからお子さん、それから、これから入ってくる方もいらっしゃると思いますが、その方たちがどこへ行って幸せな学級生活を送れるかということが一番考えてやっています。もちろんそうなのです。

それで、そこへ行って、やはり不安はあろうかと思えます。ですから、新田小学校へ行くに当たっては、私どもは新田小学校へ行くのが一番幸せだと思って進めているわけですが、専門家チームによります、うみかぜ学級が入ったときの支援体制というのは、それも来年4月になりますが専門チームをつくって派遣するつもりでありますし、それからもちろん施設、環境では、もうご視察にも、実はうみかぜ学級の保護者の皆さんとは一緒に行っていたりもしておりますし、それから、これからは行っていただくとは思っております。それから相談会については、今まで何回か行って来ているところでございますが、そのようなことをしていますし、それから新田小の子どもや保護者の皆さんが、今上野委員が心配なさったようなことは、やはり保護の皆さん、それからお子さんも、それは心配だと思うのです。それは正直な話だと思えますので、新田小学校への理解啓発ということについても、新田小の教職員とうみかぜ学級の教員の交流や情報提供を行ってきておりますので、これからはもっとやっていかななくてはならないと思っております。それから校内研修会等々、新田小のほう、受け入れる側とか保護者の皆さんへの、そのような周知だとかそういうことをやってまいりたいと。一部やっておりますが、そういうことをやって、うみかぜ学級の保護者の皆さん不安だと思えます。ですから、それは新しい学校へ動くのですから、それは不安だと思えますので、その不安を何とか、私どもこれからは少しでも取り除いていきたい。その気持ちで進めてまいりたいと思っております。

上野委員

それからもう一つ、最初のころの出だしの話を読んで出てくることは、第二小のうみかぜ学級の保護者さんや児童たちが、例えば第三小に移るにしても新田小学校に移るにしても、それとは別の個別的な選択として、自分たちがどこか、それ以外のところに個別的に、これは転校と言ってもいいのでしょうか、転校したいという希望があれば、それは、そういうこともよろしいですよということを提案しているように思うのですが、それは今も変わらないのですか、区のほうとしては。

学務課長

変わりません。統合時に希望する特別支援学級には、そこに移れるように調整をして。統合校との調整がありますけれども、お聞きしながら、そこは

	調整を進めていくということです。
上野委員	<p>転校したいという人が仮にいたとしたら、どういう学校があるのかとか、あるいは希望校が出てきた場合には、その学校のほうとの江戸川区との交渉とか、そういったようなことはつぶさにやる。当然ですね。</p> <p>大きく言うと、一応三つの選択肢が私の頭にあるわけです。</p> <p>もう一つは、今度は陳情書なのですが、大勢の方々が陳情なされていますが、ここに陳情なされている方のお立場としては、うみかぜ学級の保護者に限らず、それ以外の関係、三小学校の保護者さんたちが、こういう陳情に名を連ねていると理解してよろしいのですか、それ以外の方もいらっしゃるのですか。</p>
学務課長	うみかぜ学級の保護者の皆さんであるとか清新第二小学校の保護者の皆さんであるとか、あるいは、その他の学校の保護者の皆さんとかいろいろな方が。あと、この住所にあるように。
上野委員	保護者さんじゃないけれども、一般の関心のある方も連ねているというふうに理解していいのですか。
学務課長	はい。
上野委員	特定する必要はないのですけども。
教育長	区内、区外の方がいらっしゃいます。
上野委員	区外の方もいらっしゃる。わかりました。
教育長	<p>あと半年で十分な計画ができるかというお話でございますが、私ども、これは決意みたいな話でございますが、とにかく、もう既に進めているところもございます。それでうみかぜ学級の皆さんとの個別面談もございますが、これから視察等々もして、これからというか今もしているところでございますので、これは計画通り進めて、遅延のないように、安心していただけるように進めてまいりたいというふうに思っております。そのように、とにかく早く早く進めてまいりたいと思います。</p> <p>先ほど石井委員から何カ月も放っておいて、どうだったのかという厳しい</p>

石井委員	<p>ご意見もいただきまして、夏休みも入ったことだと思いますが、そのようなことがないように進めてまいりたいと。私、教育委員というか教育長の立場でものを言ってしまうと思いますが、そのように思っています。</p> <p>きょうの補足資料の中の平成26年10月7日の記述なのですが、あれと思ったことがあります、内容として、学務課長が決定と言ったら決定なのだよというような発言があったということが書かれていますが、実際どうなのでしょう、これは、もし、そのままそうだとすると、とても乱暴だなと思いますし。別な見方をすると、教育長がお話しくださりましたように7月16日の時点で、区の公式見解が出ている。区の公式見解が出ているのに、それを話さず、学務課長が決定と言ったら決定なのだという、何と言いましょか、本来話して差し上げるべきことを話さないで、抑え込んでいるような、そんなことは、これもまたよろしくないと思うのですが。</p> <p>まず質問としては、実際に発言はどうだったのでしょうか。</p>
学務課長	<p>私もこれをいただいて、複数の学務課の職員が、この会議に出ているものですから、そういう発言が、強い調子であったのかどうかというのを一応、一通りは確認したところであります。</p> <p>ただ、ちょっとここまで強い発言は記憶にないという職員が、これは全員でした。それで多分、みんなのやりとりを聞いた中では、まず保護者のほうから不安に思っている中で、このまま移設を新田小にして、うみかぜの子どもが不登校になったら、どういうふうに考えるのですかというような質問に対して、子どもが不安がっていることについては保護者が、まずは、そこを移設するというを受けとめてほしいということで、それで学務課長が言っているということは、これは決まっているということなので、それを前提に移設に向けて取り組んで、お互いに不安を解消していきましょうというような言い方をしたんじゃないかというところが、職員から聞き取った流れであります。</p> <p>区から統合に向けた文章を7月に出しているという背景を踏まえて、発言したというように聞いております。</p>
上野委員	<p>課長が云々というのはとにかくとして、もうちょっとさかのぼって考えると、区の決定は、こうなのだというのが記録上、先ほどは初めて出てきたというのが26年5月1日ですか。</p>

松原委員	そうですね。
上野委員	<p>このときに区からの考え方は、こういうふうなものなのだとことを皆さん方に発表したというのですけども、これは課長権限でできることじゃないよね、そうでしょう。</p> <p>区の決定、区というのは、今ここで言っているのは区長でもないし、教育委員会でもないし、要するに教育事務局の意見ですよ。そうすると、その決定ということは教育長でしょう。</p>
教育長	はい。
上野委員	ここに書いていることは、教育長かわられましたけど、前浅野教育長の意思に基づいているのでしょうか。
教育長	はい。
上野委員	<p>そういう教育長の意見を聞かないで、課長決定だ、課長決定だということは、私は手続的にはまずいと。</p> <p>どちらなのですか。</p>
教育長	私も引き継ぎを受けておりますのでお話しさせていただきますと、合同会議には前教育長が全部出ております。それで第5回の合同会議では案を示して、先ほどの四つの案を示して、うみかぜ学級のことも含めておまして、その後に7月16日に、先ほど来お話ししている通知を出ささせていただいておりますが、その通知の文書を区がつくったのは確かでございますが、浅野教育長がきちんと、その通知を出すという、これでいいという決定を持って、そして出ささせていただいておりますので、教育長決定で7月16日の通知を出させて、そこで教育事務局の決定した方針を出ささせていただいたということでございます。
上野委員	そういう意味ですよ。
教育長	<p>そういう意味です。</p> <p>それから石井委員さんの、先ほど私も、実は概要を読んで非常に乱暴だと思いました。私のほうからも出ていた職員にも全部聞きました。その言葉で</p>

書くと乱暴で、こんなことあるのかと思います。そうやって書かれますと、私も読んでビックリしました。だから、そこは確認しました。

ただ、今先ほど課長が言ったとおりに、取り方はあったでしょうが、その文書そのままを書いているようには、私には、本人、それから当日出ていた職員に聞いても、その言葉どおりをそこには、いや受け取られた方がそうだったかも知れませんが、そのとおりの言葉を言ったよう、それから、その発言が強く、それですと何か上から、さっき石井委員も言いましたが、課長が言ったからこうなのだよと言ったように言い方取れますが、決してそんな言い方ではなかったということは、私も当日は出ておりませんが、そのときの状況を聞いて、そうではなかったということは、確認しております。ただ、そういうふう書いてあるということは、取れた方もいらっしまったと思うので、そこは注意しなくてはいけないとは思っております。

それから言い方も、文字から読めるような言い方ではなかったと、私は確信しております。

上野委員

教育長のもとに一つの結論を出して、課長以下が、そこにおいて、そういう発言が出たと。いかにも何か課長の段階での決定なのだということに取られたとしたら、その非については素直に陳謝すべきだと思います。ただも教育長を通しての決定事項だったのだということが事実ならば、それは、そういうことを、この場においてもはっきりすべきだと思うのです。

そうだとすると、私はまた元に戻しますけども、結局、清新第三へ一緒に行って知的、情緒も一緒にやるべきほうがいいのか、それともやっぱり新田小のほうへ行ったほうがいいのか、それが、まず第一はお子さんのために、それから保護者のために、どちらがいいのかなということを、私はもう少し実質的な判断をお聞きしたいのです。専門家の意見も交えてもいいのですが、事務局がそういうふうに決めたというならば、そういう信念があるならば、そういうことをはっきり説得すべきじゃないかと思うのです。それ以外の、何か区の行政の都合でそうしているのだというふうに取りられることは、これは両者のために心外なので。

私は、その1点で、どちらがお子さんのためにいいのかな、保護者のためにいいのかなということをずっといろいろな資料から考えているのです。最終的に私の、あるいは委員会としての意見はどうだと言われたら、その点で、もうこの時点では決めることが一番いいことじゃないかと。

陳情なさっているいろいろな方々がいるようですけども、その点については、これはご納得いただけるのではないかなと思うのです。

<p>教 育 長</p>	<p>決して、これについて一つの学校でどうなのだという、私も学説を調べてみましたが、そういうものはございません。私どもは専門家とっておりますのは、やはりその学級を持っている校長先生のご意見だとか、そのような方から幅広く意見を聞く。先ほど松原委員さんからもご意見いただきましたが、その方たちが私は専門家だと思っております。その方たちからのご意見を聞くと、皆さん、ごめんなさい、松原委員さんのお名前出して申しわけないのですが、委員さんがおっしゃったようなご意見でございますので。</p> <p>私ども事務局としては、このように一緒じゃないほうがいいたろうという判断をしたということなので、決して江戸川区が同じ学校に持って行ったら、何か財政的に得になるとか、そんなことは一切ございませんので、そのところは委員さん方にご理解いただきたいと思いますと思っております。</p> <p>ですから繰り返しますが、そういうふうなことです。</p>
<p>松 原 委 員</p>	<p>先ほどの石井委員さんのご指摘の部分ですが、私自身は言葉じりをこういうような形で言ってしまうと、非常に厳しいものがあるなというふうに思っています。やっぱりうみかぜ学級の子どもたちの一番の幸せということを考えて、僕自身は議論というか意見を言っていると考えておりますので、このようなことは余り僕自身は、重視はしていません。一応見解としては、そういう見解で。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>あと、いかがでしょうか。</p> <p>今回の陳情の趣旨といたしましては、陳情文の最後でございます。あと半年間で十分な計画の検討は困難と考え、統合の時期を平成29年4月に延長、1年間、その統廃合の統合を延長してほしいというのが陳情の趣旨でございます。今、いろいろ皆さんのご心配事とかいろいろな形で皆さんご意見をいただきましたけども、このことに関しての陳情の結論というか、それをしていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>先ほど来、教育長は半年間でもってきちんと進めていくという決意表明をしていただきましたが、それは何と言いましょか決意だけではなくて、実質的に十分に間に合うというタイムテーブル的なところも含めて、もうきちんとお持ちだという、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>

教 育 長	<p>私どもうみかぜ学級移設に関しましてのスケジュールの案を持っております。それには全般的な調整、それから児童の交流や新環境適応に向けた取り組み、新田小への理解啓発に向けた取り組み、教育内容の充実に向けた取り組み、一般的な学級設置の流れというような大きく五つに分けてのタイムテーブルをつくらせていただいているところでございます。</p> <p>それに向けてそれぞれ進めているものもあれば、これからさらに進めなければいけないものもございます。例えば新田小に行くとする、教室改装の設計とか工事は早くしていかなくてはならないので。</p> <p>ですから、こういうことのために視察に行ったり、そういうことはしておりますので、これからより私はこのスケジュール案に沿って28年4月から進めていかなくてはと思っておりますが、私が何もなくて、ただ決意表明をしているわけじゃなくて、そういうことをきちんと把握した上で、そういう意味で私の責任において、このうみかぜ学級の方たちと十分話し合いながら、ただ新田小に、余り反対、反対されますと、実のことを言いますと、このスケジュールができなくなってしまいますので。私の心配は、そこにもございます。</p> <p>そのところで、あさってでしょうか、私も、またうみかぜ学級の保護者の皆さんとお話しさせていただきたいというのは、そういうこともございまして。そういうようなことで、このタイムスケジュール通り進めさせていただきたいということ、あともう少し具体的につくっていかなくちゃいけません、そのようなことのもとで先ほどお話しさせていただいているということは、理解いただければありがたいと思います。</p>
石 井 委 員	<p>小学校の統合、清新地区というのは江戸川区の中で一番初めの統合になりますよね。</p>
教 育 長	<p>平井と一緒にですね。</p>
石 井 委 員	<p>そういうような意味合いで、統合しなければいけないというのは、もちろんよくわかるのです。そのときに、きちっと全部を考えているつもりでありながら、抜いてしまうというか、目がいき届かなくなってしまう部分があったのかなというふうな感じなのです。</p> <p>私自身は、実は28年4月統合というのは多少というか、撤回してもいいのじゃないのかなということを考えています。それは委員の一人として。</p>

	<p>とりあえず、それだけ申し上げます。</p>
委員 長	<p>あと、いかがでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>きょうの議論は、うみかぜ学級さんの、何回も言って恐縮ですが、児童や保護者のために、どういう方向がいいのかということが、まず大前提ですよ。そのことについては、きょうどちらかが、それがいいのかどうかということとをここで、それを結論出す、きょうは会議じゃないと思うんですけど。</p> <p>この陳情書に対する我々の委員会としての考えでしょう、この陳情書は、そもそも清新第三に第二が統合されるという、そういうことの結論、それを29年4月まで、その結論を延ばしてほしいというのが陳情の趣旨だと理解していいのですか、そうじゃないのですか。</p>
教 育 長	<p>違うと、私は思っているのですが。</p>
上 野 委 員	<p>そこが、今一生懸命議論していたところと陳情のところの最後の平成28年4月だと1年以上期間があるように思われますが、実際には移設に当たって児童への影響を減らすための交流行事や交流学习の実施、特別支援学級支援教育や発達障害に関する児童及び保護者への説明の実施など、来年の平成27年4月からすぐ始めなければ間に合わない事柄があります。</p> <p>つまり、それらの具体的な計画を検討する期間は、もう今現在26年11月から27年4月までの半年間しかないということになるということでしょう。だから、そういううみかぜ学級の移転は、当然それに伴うのですが、そもそも統合するという決定自体を28年4月まで延ばすべきだというふうな趣旨じゃないでしょう。</p>
石 井 委 員	<p>1年間延ばしてくれ。</p>
上 野 委 員	<p>統合自体を、全体を。</p>
石 井 委 員	<p>そうだと思います。</p>
上 野 委 員	<p>それに伴う問題ですから、うみかぜ学級の話は、そうでしょう。うみかぜ学級はどちらへ行くべきかという議論と、そのことを議論することも含めて、とにかく統合自体を決定、実施するのが、もう1年延ばすべきだという考え</p>

	なのですね、陳情の趣旨が。
松原委員	保護者は、しっかり合同会議に行っているのであって。
上野委員	今回の、この陳情の内容。
松原委員	僕は1年延ばすかどうかという、うみかぜ学級を。
上野委員	うみかぜ学級だけです。はっきりしておいてもらわないと。
教育長	要旨が四つあったと思います。一つは、うみかぜ学級について検討する場が設けられなかった。それから2番として、移設に関する問題や新田小の受け入れに関する検討が進んでいない。3番として、新田小への移設以外の選択肢を含めた検討内容や、先ほどお話しいただいた根拠の提示。4番として、それをまとめて、あと半年で十分な計画の検討は困難であり、統合の延長を嘆願するというので、頭からうみかぜ学級だというふうに思っておりますが。
石井委員	私は、またかなり理解が違って、上野先生と同じ理解だと思うのですが、統合するということに、全ての物事がきちんと進まなければいけない、きちんと進むということが統合がうまくいくことなのだよ。そのときに、どれか1点でもうまくいかないというときには、それは全体をとめるべきでしょう、全体を考え直す、きちんと考えるべきでしょう。 今現在、特別支援に対して陳情者の方は滞っている。だから、その滞りを解消するためには1年必要だから、だから全体を1年、時間をつくるべきでしょう、そういう陳情だと理解しています。
上野委員	そうすると結論的には、統合の実施というものも1年延ばしたほうがいいんじゃないかという陳情になっているのでしょうか。
石井委員	そのとおりだと思います。
上野委員	私は、陳情の趣旨をまず理解して、そういうふうな趣旨だと思うのですが、それについて私は最初質問で確認しましたように、一般学級が第二小学校、第三小学校に移転せざるを得ないのだと、統合せざるを得ないのだと

	<p>ということについては具体的に、それはまずいとか何とかという話自体は出ていないと思うのです。うみかぜ学級以外は。これはやむを得ないだろうと。区のほうも、それは移らざるを得ないということなので、統合するという結論自体には、大勢において反対はないと。</p> <p>だけれども、それに伴って必然的に生ずるうみかぜ学級はどこへ行くかという問題で、今こういうふうな問題になっている。それが、どこへ行くかということがはっきりしないうちは、統合自体もちょっととめておくべきだという意見は、私は必然的じゃないというふうに考えはあるのです。</p> <p>というのは統合を前提としても、うみかぜ学級を清新第三に行くべきか新田小学校に行くべきかということは、これは十分にまだ考えられる。もちろん手続的に理想なのは、区の教育事務局としては同時に進行し、同時に結果が出れば一番いいと思うのですけれども、統合自体をうみかぜ学級の検討のために延ばすということは、即座に、即という問題じゃないというふうに思いますけど。</p>
石井委員	<p>おっしゃっていることは、もちろんわかります。</p> <p>ただ、私が申し上げている私の考えは別で、統合する、統廃合するというときには全てがスムーズに行って初めて、それは統廃合でしょう。何か一つ置き去りにして、他を統廃合できるのですよ、では、やっぱりないと思うのです。全部がきちんとっての統廃合だと考えています。</p>
松原委員	<p>私は全部うまくいくという、それは理想だと思っているのです。うみかぜ学級の親御さんたちの不安要素が出てきたから、こういったものが多分陳情で挙がってきたのだろうかと、そういうふうに理解しているのです。区の課題として、学校統合は本当に差し迫った課題でもあるし、今までも、この委員会で歴史的にも議論してきているわけでありまして、教育委員会としても多くの清新地区の広範の人たちの意見を聞いて、その中で子どもの幸せのためにどうしたらいいのかという議論がされてきたというふうに、僕自身は理解しておりますので。</p> <p>この文章について結論を出してもいいのではないかなという、そういう観点であります。</p>
上野委員	<p>教育長がおっしゃった、あと半年ですか、実質。半年前にうみかぜ学級を移転するということについても、進行すればできるということだったのですが、できるという意味、大きく分けると二つあると思うのです。物理的、技</p>

術的にできるという問題と、それから皆さん方が、それでいいよという、どちらかと言っておいたほうがいいかもしれないけども、どちらかに、こちらがいいよと決まるプロセスに必要な、意思形成に必要な時間があと半年あれば十分と言わなくてもできると、そういう考え方も同時にないといけないと思うのです。

私は、あと半年の間に、そういう語彙が編成できると。やっぱりプロセスというか手続のやり方が非能率的だったような気がしますので、もう少し集中的に、その点だけについて、その後皆さん方、その他社会の人たちとやれば、結論は出るんじゃないかなと思うのです。そのときに、どうしても区側の意見が違ふということになれば、また、それはそのとき考えざるを得ないと思うのですが、その努力を、まだ徹底していないような気がするのです。そのための信念です。

何か区のほうの行政の都合でやっているのだというふうに曲解されないように、このほうがお子さんのためにいいのだという信念に基づいて説得してほしいなというふうに思うのですけど。

教 育 長

恐らく今のままですと、私が教育長やらせていただいているはずなので思いますと、やはりこういうことに関して、うみかぜ学級のお子さんも、保護者の皆さんもそうですし、清新二小の保護者の皆さん、それから子どもたちも、やはり不安な気持ちはあるにきまっていると思っています。ですから、そこを単に行政的に、これはこう決まったのだからこうだということは決して思っておりませんし、それから逆の立場になれば、当然、そういう不安はあってしかるべきだし。特にうみかぜ学級の皆さん、保護の皆さんは苦勞なさってきていると私は思っております。

ですから、そこは、今、上野委員からお話しいただいたとおり、じっくり期間は決まっているように私は思っておりますが、しかしその間で、なるべく多くの期間、そういうことにハード的なものは、ある意味ではプロに任せるところもあろうかと思っておりますので、そのあたりは教育委員会としてはきちんと私がリーダーシップを取りながら進めてまいりたいと。本当にこれは石井委員さん、決意になっちゃいますけども、していきたいというふうに本当に思っています。

結局最後、子どもの問題だと思っていますから、人間同士の問題だと思っていますので。それでも松原委員さんが言っていただいたように、それは皆さん、そうじゃないでしょうと思う方もいらっしゃると思うので、そこは全員そうだったのかというと、それはちょっと無理かもしれませんが、そ

上野委員	<p>うことを念頭に置いて仕事を進めていきたいと思っております。</p> <p>そうすると委員長さん、いろいろ大変だと思うので、整理させてもらおうと、この陳情に対して委員会としては、きょうどうなのかという賛否を取るとすると、これまで統合時期を28年4月と言っていたけども、29年4月に1年間延ばすべきかどうか、是か非か、そういう形になるのでしょうか、決議は。</p> <p>ただ、29年4月が、もし、延ばす必要がないといい結論が出た場合に、28年4月に確定していいのか何とかというような意見は、その結論の中には入っていないですね、言うことわかりますか。29年4月まで延ばしてほしいという陳情書に対してイエスカノーかという委員会としての、イエスカノーということよりも妥当かどうかということの賛否を取るというなら、個人的にはできます。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか、統合の時間的な問題もございますので、いろいろな形で進めていくということを考えますと、結論を出して進んでいくということが妥当ではないかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>では、この陳情に対しまして採択を取っていきたくと思います。挙手をさせていただきたいと思いますが。この陳情を採択、不採択という形で取らせていただきます。</p> <p>本陳情に対して採択をするという方、お手を挙げてください。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員長	<p>では、不採択という方。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
上野委員	<p>ただし条件つきですね。28年4月いっぱいまで、今論点になっているうみかぜ学級の件について、中身が充実した手続で検討していただきたいということです。</p>
松原委員	<p>スケジュール目安がありますよね、この案。やっぱり建物とか施設面もあ</p>

<p>委員 長</p>	<p>るのですが、先生方の研修もここに書いてあります。それから児童の交流、これも本当に特別支援の中で一番大事な部分なので、これを粛々と教育委員会としては進めていってほしいと思います。</p> <p>あと、今回不採択という形にさせていただきますけれども、先日10月27日に清新第三小学校で周年行事がございました。そのときに、たまたま清新二小の評議員の方からお声をかけていただきまして、合同というか、そちらに行くということに対して非常に、最初はすごく不安だと。その方も、評議員になっていらっしゃるから、うちの子という表現をされていました。それぐらい子どもたちのことを思っているから、うちの子という表現をされていました。</p> <p>その方がおっしゃっていたのは、本当に不安でした。すごくいい子で、いじめられないかとか受け入れてもらえないだとか、そういう不安がいっぱいありました。清新第三の周年行事に参加しまして、本当に素晴らしい学校だなと実感しましたし、安心しましたと。そんなお声を私にかけていただきました。普通の児童さんのことかもしれませんが、もちろん新しいところに移転するということは不安のない方は誰もいらっしゃらないでしょうし、今抱えている不安というものも、もっと先になれば、もっと違う不安も当然出てくるというのはあると思います。そういう中で体験的な交流だとか子どもたち、また保護者の皆さんが安心して通えるような、そういう準備をしていただきたいなと思っております。</p> <p>特にうみかぜの皆さんが、それ以上に不安を抱えていらっしゃると思いますので、ぜひとも全力で取り組んでいていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、陳情第4号は不採択といたします。</p> <p>続いて第63号議案、幼稚園教育職員の管理職手当に関する条例の一部を改正についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>この63号議案から65号議案まで、この三つの案件でございますが、これにつきましては前回、22回の定例会の中で教育に関する議案についての区長からの意見聴取の中で、幼稚園教育職員の給与条例の改正に伴うもの、それから同じく62号議案で、前回ご審議をいただきました幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、これにかかわるものでございまして、説明のほうを一括で進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>

委 員 長	<p>お願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>それではまず63号議案、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正についてでございます。新旧対照表をおつけしてございます。前回の条例改正につきましては、大きく3点ございました。</p> <p>まずは26年4月1日にさかのぼりまして、人事委員会の勧告によります給料表の引き上げの改定でございます。2点目は、同じく給与の中で特別給の支給月数、勤勉手当につきまして0.25月の引き上げが前回ございました。それと地域手当の支給割合の引き上げ改定ということに伴う平成27年4月1日適応の給料表の引き下げということが、前回の条例の改正の内容でございました。</p> <p>それを受けまして、今回の63号議案につきましては、新旧対照表にございます幼稚園の園長の管理職手当に関する規則、右側が旧になります9万1,000円、これを8万9,600円に改定するものでございまして、これが前回の給与条例の中で、この管理職手当につきましては、その者が属する職務の給与における最高号級の給料月額100分の20を超えない範囲内で支給をする額とするというふうに条例にございます。今回、給料表が引き下げられたことに伴いまして、この額が、これを超えてしまうということになりますので、それについても合わせて引き下げを行ったというものでございます。これが1点目でございます。</p> <p>2点目の64号議案につきましては、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の改正でございます。こちらは、今回の給与条例の改正に伴いまして、地域手当、給料表を一旦26年4月1日で引き上げたのですが、これを27年4月1日の段階では給料表自体は下げて、この地域手当を上げるという改定を同時に行っています。ですので、100分の18の地域手当を27年4月1日からは100分の20に、相当額をこちらの地域手当のほうに回すということになります。</p> <p>もう一点、65号議案、こちらについては前回も規則の改正をしていただきました幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正でございます。前回は人事委員会の勧告が平成26年4月1日にさかのぼって行われたものでございまして、この勤勉手当につきましては0.25カ月分増えました、引き上げになりました。ところが年度途中での人事委員会勧告の実施でございますので、1年分、2回に分けて支払われる勤勉手当を12月支給分の中で0.25カ月を引き上げました。そのための改正を行って、この12月に勤勉手当が支給されました。</p>

<p>委 員 長</p>	<p>今回の、この改正につきましては、これを本則に戻すものでございます。2回に分けて同じ掛け率の、一般職につきましては100分の80、そして管理職手当を受ける職員にあっては100分の100と、これを上限にして支給をするということで、戻すものでございます。2回に分けて支給をするということに、本則に戻すための改正でございます。ですので、これは27年4月1日の施行ということになります。この3件につきましては、以上でございます。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>63、64、65号議案に対しまして、何かご質問等ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>松井指導室長</p>	<p>それでは、この63、64、65号議案は原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>続いて第66号議案、「ダンス教育のJDAC指導者認定研修大会」に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、その後続く資料、申請書のほうをごらんいただければと思います。申請者は、一般社団法人日本ストリートダンス認定協議会の代表理事からでございます。行事名は、今言われたようにダンス教育のJDAC指導者認定研修大会ということです。ここの団体がダンスを幅広くやっているところで、今回の研修につきましては、現在行われている学習指導要領から取り入れられたダンス、三つ大きく分けてあります。創作ダンス、それからフォークダンス、それから新たに加わった現代的なリズムダンスという、この三つのダンスを学校でやるわけなのですが、これの指導者育成、それからダンスの普及というのが、この団体のもともとの狙いでありまして、3月22日、総合文化センターで研修を行うといったものでございます。それに対して、江戸川区教育委員会の後援名義を申請しているものであります。</p> <p>対象者はダンスに興味のある方ということで幅広いのですが、その中の大きな一つの中に、教職員の実際江戸川区、我々のところがかかわるといえば、中学校の体育の教員については実際授業の指導に役立つということで、教職員については経費は無料というふうになっております。それ以外の方については4,000円の研修料を徴収するというところでございます。</p> <p>その裏面に今回の研修大会の実施要綱を示させていただきました。目的と</p>

	<p>か、そういったところにつきましては、今、私の言葉で説明させていただきますけれども、このようなものが託されていて、約70名を受講者数として予定しています。認定料というのが下のほうにございますけれども、これは必要な人は新たに申し込むということでございます。必要なければ、特にライセンス希望しなくても構わないということでございます。収支決算、それから協議会の概要と資料を載せておりますけれども、今回、この団体を協議会の活動内容の中で1番、ダンス研修会の実施というところが該当するというふうに思っております。広く文部科学省の後援も受けている団体であるということでございます。事務局としては、後援名義の規約にのっとっているということで、協議のほうをお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
委員 長	何かご質問、ございますか。
石井委員	この社団法人の実績は、どのくらいありますでしょうか。
指導室長	<p>何年に、どういうことをやったということは、今までもこういうことをやられていますということはあるのですが、今回の大会スケジュールというのはわかっておりまして、足立区、大阪、名古屋、福岡、また大阪というふうに1日刻みで、今回のような形で各地でやられているということと、こういう研修とは別に、ダンス教育指導士試験というのも実施していたりしているようです。今回は研修会ということで、教員が授業で役立つ内容を取り扱っているということでございます。</p>
上野員	<p>協議会概要を見ると、一般社団法人と書いてあるのだよね、こういう法人法が改正されてから、まだ間もないので、法人になったとしたら、それからそんなにたっちはいないと思うのですが、ちなみにこういうときには簡単なことなので、定款とか、あるいは登記簿の謄本に相当するものをつけてくれと言ふべきかもしれませんね。</p> <p>それからもう一つは、これは認定協議会だから、認定する何か公的な権威があるのですか、勝手に認定するわけ。</p>
指導室長	文部科学省の後援を受けて、指導者ライセンスを発行しているということだそうです。

上野委員	後援で。その辺が微妙なのです、この種の法人は。そこのところを一般の人ならばしょうがないけど、区としては一応は認識するために、そういう膳本的なものは添付させて置いておいたほうがいいんじゃないですか。
松原委員	文化センターなんですけど、どこでやるのですか、理論学習だけじゃ多分だめだろうと思うので、実技をやるとすると、どこでやるのかなと。会議室70名。
教育推進課長	収支計算書で、会場費は1万5,000円ということですので、ホールとかそういったところの金額ではございませんので、恐らく会議室、もしくは展示室。
指導室長	ちょっと未確認です。文化センターでということでは確認は取れておりません。ただ、実技があるはずですので、ちょっと、そこは未確認です。
石井委員	ライセンスが出るということなのですが、ここがライセンスを出すというのはわかったのですが、じゃあダンス、創作、フォークダンス、リズムダンス、そういうところで、ここ以外にライセンスが出るよという、そういう法人さんってあるのでしょうか。
指導室長	それは確認はしていません。ただ、学校の教員は教員免許で教えるわけですから、このライセンスが必要かどうかと言ったら、そういうわけではないです。学校の指導に関して。 もう一点、今の研修センターの場所ですけれども、研修の内容がダンスの指導方法に重点を置いて、授業の進め方、指導マナー、安全対策などということで、具体的に実技があるかどうかということについては書かれておりませんので、すみません。
教育推進課長	学科、実技、マナー。
上野委員	受講料だけ、教職員の方は無料、一般の方は4,000円、ライセンス希望の方は8,500円になっているので、一応教職員以外の方からは受講料、受講料とライセンス料というのは、またプラスされるわけでしょう。
松原委員	受講料に入っています。

上野委員	<p>4,500円ということ。</p> <p>それから収支予算だけ、助成金が9万6,500円といろいろ書いてあるので、公益性なのか、普通公益性なのか営利性も絡んだりとか、その辺、法人の性格もうちょっと調べないと、本当はいけないのでしょうか、私は個人的には今回の後援については、差し支えないと思っていますけど。</p>
指導室長	<p>今の助成金につきましては、日本スポーツ振興センターの都とのスポーツ振興募金助成というところから。</p>
上野委員	<p>文科省からの後援もあるというぐらいだから、公益性は多少ある。</p>
石井委員	<p>そうすると、先ほど江戸川の他に足立、大阪、福岡、大阪、名古屋ということをおっしゃっていましたが、その都度助成金が9万6,500円ぐらい出るということでしょうか。だとすると、かなり総額としては出ているなという感じがするのですが。</p>
指導室長	<p>他の実施について幾ら出るかというところは確認しておりませんが、この団体自体、認定協議会というところに、どういうところが後援しているのかという研修大会幾つかありまして、文部科学省以外に都道府県教育委員会、政令指定都市の教育委員会、そういうのがしているということなのです。</p>
石井委員	<p>お金は出そうにないですね。わかりました。</p>
委員長	<p>区民まつり等でも行きますと、子どもたちがストリートダンスを本当にたくさんいろいろなクラブとかたくさん今行われているなどは実感していて、その指導方法等も大切なことなのだなとは実感しております。</p> <p>この件に関しまして、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは他になければ、この66号議案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いいたします。</p>

教育推進課長	<p>お手元に教育委員会後援名義等の使用申請の一覧をお配りしてさせていただきます。横判でございます。私のほうから3点、報告をさせていただきます。</p> <p>1点目は、第22回小松川・平井地区小学校卒業記念ナイトウォークでございます。申請者は、団体小学校卒業記念ナイトウォーク実行委員会の実行委員長名でございます。事業の目的、概要でございますが、夜間27キロメートルを完歩するチャレンジ精神と、それをやり遂げた自信を小学校の卒業記念とするためという事業でございます。後援の内容につきましては、後援名義の使用、完歩証、賞状への後援の使用。実施日でございますが、27年3月28日(土)から、翌29日まで。実施会場は小松川小学校を出発、到着地として、地区内の小学校の卒業生と保護者を対象に行うものでございます。経費の徴収としましては、一人500円、保険料と飲料費であります。今回22回目の後援の依頼で、同時に区の後援も入っております。</p> <p>続きまして2点目でございます。小岩北地区小学校8校卒業記念ナイトウォークであります。申請者は団体名、北小会代表の会長からの申請であります。こちら仲間と保護者、地域協力者と夜間26キロメートルを歩くことで、子どもたちは最後までやり通す大切さと一緒に、仲間の大切さを感じさせ、卒業の思い出づくりとするとともに、親子のきずな、地域との交流を深める機会とするというものであります。12回目の後援の依頼でございます。後援内容につきましては、後援名義の使用、実施日時でございますが、小松川地区のナイトウォークと同様でございますが、27年3月28日(土)から同29日(日)までの同じ日の実施でございます。実施会場につきましては小岩小学校から葛西のなぎさ公園まで。そして小岩菖蒲園まで戻ってくるというものでございます。地区内の小学校の卒業生、保護者を対象として、経費一人500円、保険料、食料費等をいただくものであります。</p> <p>3点目でございます。江戸川区少年少女合唱団第28回定期演奏会、28回目の後援の申請であります。申請者は江戸川区少年少女合唱団団長からの申請であります。事業目的、概要でございますが、合唱団の1年間の練習成果を発表するとともに、区内小・中学校の合唱活動の発展、区の音楽文化の振興に寄与することを目的としております。後援の内容でございますが、後援名義の使用。実施日時は平成27年3月29日(日)、午後1時30分から、タワーホール船堀大ホールにおきまして行われます。事業の対象でございますが、区内外の児童生徒、区民ということで、経費の徴収につきましては入場料としまして大人、子ども、それぞれ1,000円でございます。以上3点につきまして、よろしく願いいたします。</p>
--------	---

委員 長	<p>3点に関しまして何かご質問、ご意見ありますでしょうか。</p> <p>では、私のほうからすみません、二つの学校のナイトウォークですけども、これは3月28日は卒業式が終わって直後ということですよ、そういうことですね。</p>
教育推進課長	はい、そうです。
委員 長	大体、例年何人ぐらいご参加でしょうか。
教育推進課長	<p>昨年ですと、まず小松川地区でございますが、児童は312名、保護者が96名、先生が19名ということでございます。その他運営者の方々、実行委員の方々、それからPTAの方々、これが256名ということでございます。ですので、これを合わせまして約700名程度の関係の方々にご参加になっています。</p> <p>小岩地区につきましては、各学校6年生ということで、実績等をいただいているのですが、6年生のほとんどの方々にご参加であります。それから地域のPTA、それからOBの方、北小会というのはPTAOB会の組織でございます。現役のPTAから、それからOBの方々、それから学校の先生方、皆さん参加されます。保護者の方も、その運営にも参加されておりますので、こちらは8校が対象になっておりますので、大体同じぐらいの規模でご参加になられているというふうに。私も参加したことございますので、周知しているつもりでございます。</p>
委員 長	ご参加して、何時から何時ぐらいまで歩くのですか。
教育推進課長	すみません、私、出発式だけで、歩いては。担当課でございます。行っていらっしゃるという送り出しだけは、させてもらいました。
上野委員	事業対象の範囲というところは、地区内小学校の卒業生と保護者と、両方とも同じように書いてあるでしょう、卒業生というのは、今委員長の説明にもあったように、その年度に卒業した直前の児童という意味ですね、ここに書いてあるのは。
教育推進課長	はい、そうです。

上野委員	<p>それと、その保護者。</p> <p>ところが小岩のほうかな、2段目のほうは、仲間や保護者や地域協力者と夜間26キロを歩いたというので、別に、ここに限定している人以外だったら、誰でも入っていいように読めますよね。両方は、どうなのですか。</p>
教育推進課長	<p>小岩のほうは、まだ12回と回数は浅いのですけれども、小松川・平井地区は、もう22回ということで、そういった活動を見ながら、こちらはPTAのOBの方々が組織した会が、この事業をもとに会が立ち上がった会であります。</p>
上野委員	<p>結構だと思うけど。</p>
教育推進課長	<p>仲間というのは同級生の仲間という意味合いで、書かれております。地域の方々というのは、非常に多くのPTA、現役の役員さん、それからOBの方々が、一緒に歩く方もいらっしゃいますし、何て言うのでしょうか、裏方に回って、途中途中で電気をともしているところで休憩用の食・飲料を用意したり、それから医療関係ということで、車でずっとくっついていたりとか、そういうことで、本当に大勢の方が参加していらっしゃいます。</p>
上野委員	<p>主役は、その年度卒業したばかりの小学生卒業生と、その保護者ということでしょうね。それ以外は、興味ある人は、誰でも参加していいと読めますね。</p>
石井委員	<p>旧江戸川ずっと歩くのですよね。ずっと川沿いで来るじゃないですか。それでなのですが、あそこら辺って葛西地区まで来ると、すぐわきがおうちが連なっているようなところが多いから、そこに総勢何百人、下手すると1,000人ぐらいが行ったり来たり。あそこら辺の場所は十分に注意はされているのでしょうかけれども、変なことを聞いちゃうのですけど、地域からの苦情というのは、これまで全然なしですか。</p>
教育推進課長	<p>特に苦情というのは、聞いてございません。</p> <p>夜遅く出て、あのあたりは、恐らく真夜中に近い時間になると思います。このなぎさの公園で夜食ということでカップラーメンを食べるのです、みんな休みながら、折り返して来て、朝早く7時ごろに小岩の菖蒲園に、また戻ってくる、そういう内容になっております。</p>

丸山庶務係長	出発式は、がやがやしています。
石井委員	江戸川区ってすごく素晴らしいなと思うのは、旧江戸川もそうですし、それから平井地区に行ってもそうなのですけども。トイレがきっちり至るところにあるし、都立の公園と違って、ちゃんとトイレトペーパーが常備されている。それが素晴らしいことです。
上野委員	交通事故、気をつけるべきです。
教育推進課長	ちなみに小松川のほうは皇居までぐるっと回ってくるコースもありますので、かなり都心をずっと歩く。
教育長	半分ぐらい、一人に一人ぐらい親というか大人がついているのです。小松川のほうは。さっきのお話出てきましたけど、ですから、すごいのです。私は出発式だけなので、何度も出発式は行ったのですが、本当にすごいのです。途中で気持ち悪くなったり、そういう子もいます。ですから、事務所にも職員がちゃんと残って対応しています。
上野委員	気候的には、もうそろそろ。
石井委員	むしろ小松川・平井地区のほうは、お手洗いの問題がかなりあるように思うのですが、大丈夫でしょうか。
教育推進課長	公園でしょうか。
松原委員	コンビニ。
教育長	コンビニですね。
上野委員	これは全区的にやったらおもしろいですね。
教育長	そうなんですけど、半分ぐらい委員さん、結局親というか地域の皆さんで、それでなかなかできないのです。子どもはやりたいかもしれませんが、それぞれの地域であるとおもしろいと思うのですが、その体制が取れるかど

委員 長	<p>うかなのですけど。</p> <p>あと、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>続いて平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査についての報告をお願いいたします。</p>
指 導 室 長	<p>調査の概要は左側の(1)に書かれているとおりです。調査項目は暴力行為、それからいじめ、出席停止、不登校、自殺、教育相談の各項目。そのうち出席停止と自殺はございません。今回概要版としては暴力行為の状況、いじめ認知件数、不登校の状況について全国、都、江戸川区の状況として数字でお示ししております。</p> <p>暴力行為の状況としましては、1校当たりの件数ということでいうと小学校は国、都と比較して、小学校の対教師暴力、それから、その他の小学校で言えば児童間の暴力、それから、その他の人に対する暴力、器物破損が含まれております。小学校は、そういう状況なのですが、中学校は国、都と比較して、1校当たりの件数が非常に多いです。</p> <p>それで、どの項目が圧倒的に比率で言えば生徒間も多いですし、対教師も多いですし、器物破損も、これは多いです。何が一挙に増えているのかということということでいうと、特にこれが増えているということはないのですが、生徒間暴力につきましては、前年度から35件ぐらい伸びておりますので、ただ器物破損が減っているとかということで、ちょっとこれはどういうふうに分析するかなというのは、ちょっとありますけれども。小学校の対教師暴力、生徒間暴力が、平成23年度から4年度にかけて一挙に増えているのです。ですので、子どものけんかということについて、どう見るかということで、いじめと同じように言えば、アンテナが高くなったということと、子ども同士のものであっても見逃さないで出すというようなことにもなってくるのかなというふうには、推測されます。</p> <p>右側の23年度から25年度、子どもが自殺に追い込まれすような事件が出てから、アンテナを高くしようと、それからいじめというのは絶対ないはずないということから、そういうことも学校があらわすようになったというふうに、私自身は解釈しております。ですので大きなマスコミ報道に流れる</p>

	<p>ような事件があった後は、この数値は上がります。これも件数と、あと都や国との比較とかさまざまな見方があると思いますが、何にしても、なくしていかなければいけないということではありません。</p> <p>最後4番の不登校でございます。これにつきましても小学校はおおむね都の平均とそんなに変わらないのですが、中学校は若干高い状況がある。概要ということで、昨年1年間の数値をお知らせをさせていただきます。</p>
上野委員	<p>暴力行為について、具体的に対教師と生徒間、これはどちらのほうが多いですか。</p>
指導室長	<p>生徒間です。</p>
松原委員	<p>特に3番、いじめの件なのですが、いわゆる今日的な課題のスマホとかSNSでの絡みのラインとか、その関係でのデータというのは、関連でいいのですが、わかりますか。</p>
指導室長	<p>今、手持ちにはないです。</p>
松原委員	<p>結構何でしょう、都教委が言っているように、SNSにおけるこういう事例というのも結構増えているのでしょうか。</p>
指導室長	<p>学校の中で、どこまで把握できるのかというのが、まず一つありますが、今回、小学校、中学校ともにパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるという項目の中に、数値は入っております。</p>
松原委員	<p>もう1点なのですが、2番、暴力行為のところで、薬物の部分で、今危険ドラッグというのがありますよね、そういう事例はありますか。</p>
指導室長	<p>そういう報告は、入っておりません。</p> <p>危険ドラッグにつきましては、別のちょっと会議がありましたけれども、そこで警察関係の方も、江戸川区で検挙されたということはないというふうにはおっしゃっていましたが、時々中学生で、そういう事例があれば、これはすぐわかるはずで、そういう報告は入っておりません。</p>
上野委員	<p>いじめが増えているというけど、先ほどアンテナ云々の話が出たけど、実</p>

指導室長	<p>際起きているのと、それから届け出の数と、必ずしも一致しない。最近は、いろいろ保護者も本人も届けるような雰囲気、関係になってきたということでしょう、事例が増えたというわけじゃないでしょう。</p> <p>そういうふうに思っております。子どもたちの日常的な学校生活自体は、大体流れとしては、それは変わっておりませんので。ただ区としても、学期に1回はアンケート調査を取ったり、それだけでも教員のアンテナも高くなりますし、子どもたちも、それはいいのか悪いのかということになると思います。この数値だと思えます。</p> <p>今回、教育委員さん方からいじめ防止対策推進法のときに言われましたけれども、本当に苦しんでいる子は自分で言えるかといったら、やはり言えないということについては、大人がしっかり見ておかなければいけないということについて、これは校長会でかなりしつこく。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>続きまして、いじめ電話相談26年度11月分についての報告をお願いいたします。</p>
教育研究所長	<p>11月分のいじめ電話相談につきまして、資料がお手元にいつているかというふうに思っております。区内在住の私立高校生のお母様から1件、ご相談がありました。今回の概要と報告は以上でございます。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは報告事項を了承いたします。</p> <p>続きまして、日曜不登校相談の実施についての報告をお願いいたします。</p>
教育研究所長	<p>日曜不登校相談のお知らせのチラシと申しますか文章がいつているかと思えます。2月15日(日)、1日、グリーンパレスで相談を行います。2月1</p>

委員 長	<p>2日まで申し込み締め切りということで、大体学校を経由して、それから広報えどがわでご案内はいたします。以上でございます。</p>
上野 委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
松原 委員	<p>松原先生にお聞きしたいのですが、不登校になった児童や生徒について、これを相談したり教育で登校させるような気にさせるというのは、どういうふうなやり方が多いのですか、コツみたいな。</p> <p>大変難しいご指摘だと思うのですが、これという原因がなかなか、不登校の特定できないというところもありまして、家庭の親御さんの捉え方にもいろいろあるのです。それをどうするかというと、できるだけキャッチするのは、まず担任でしょうし、それから養護の先生、あと学内での連携といたしますか情報効果といたしますか「ほう・れん・そう」ですね。そんな形で対応するということが一つ考えられます。</p> <p>あとスクールカウンセラーがどのように、具体的に活用しているかという、このところがすごく大きいと思うのです。私自身はスクールカウンセラーとの連携というのはすごく重要だと感じておりました。</p> <p>あとサポート学習相談室とつながって、校長先生ができるだけかかわって、それでやっていくというのが大きな効果があるのではなからうかと思うのです。</p> <p>今3カ所を回っているのですが、いいことだなと思うのは、学サポの先生方が現場とすごく連絡をとり合ってくれていまして、それはすごくいいなと。できるだけ自分の所属校に行かせるという雰囲気も出てきているようなので、それをもっともっと進めなければなと思っています。</p>
委員 長	<p>今、親御さんは学校に行かすというよりも、いじめについてもそうでしょうけども、どちらかというと学校に行かなくてもいいよという方向性を取る親御さんも増えてきていますよね。そういうふうに関して、それはもちろん不登校につながっていくのだと思いますけども、保護者の考え方、医学的な部分での、そういう捉え方、また行動の仕方というのも随分変わってきたかなと、そんなふうに私自身は思っているのですが。どうでしょう。</p>
教育研究所長	<p>今に始まったことではないのですが、やはり不登校というのが認知された以上、それが一つの選択肢になっております。風邪をひいて休むだけでも、</p>

次に行く時って勇気がいると思うのです。どういう理由であれ、やはり休みが続くと、もう1回学校に行くというのは、その1歩を踏み出すのが結構大変そうです。やはり小学生と中学生で、発達段階で違うということと。

もう一つ、私の前任校が、そういう子が多い学校だったものですから、家でゲームしているほうが楽というお子さんがいるので、学校を休んでも一人で留守番している学校が増えているのです。要するに親がいれば、やっぱり子どももそうそう寝ていられないとか休めないというのがありますけども、保護者が仕事行きますから、家で留守番するのは一人ですから、その間は、間違った言い方かもしれませんが、忘れられる、逃げ場があるとか、そういうこともありますので。子どもは大人みたいに判断力があるわけではないので、言われるか言われなにかとか、そういったところで。

ただ保護者も学校のいろいろな危険とか、そういう無理に行かせてどうかこうのとかという情報もあるものですから、なかなか学校も必ず来いという自信持って言えるような状況がつくれているかどうかとかいろいろあるので、そういうことがかえって子どもにとっていい環境なのかどうかというのは、私は常に迷っておりますし。

ただケース・バイケースで、研究所長として研究所の職員に言っているのは、何にしたって学校に行けない状態であるというのは、いい状態ではないという前提のもとで、できることをやっていこうということでは取り組んでおりますけれども。

委員長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。

以上をもちまして、平成26年第23回教育委員会定例会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

閉会時刻 午後4時58分